

補助金ニュースレター

「販路開拓」を目指す小規模事業者を支援

1 小規模事業者持続化補助金

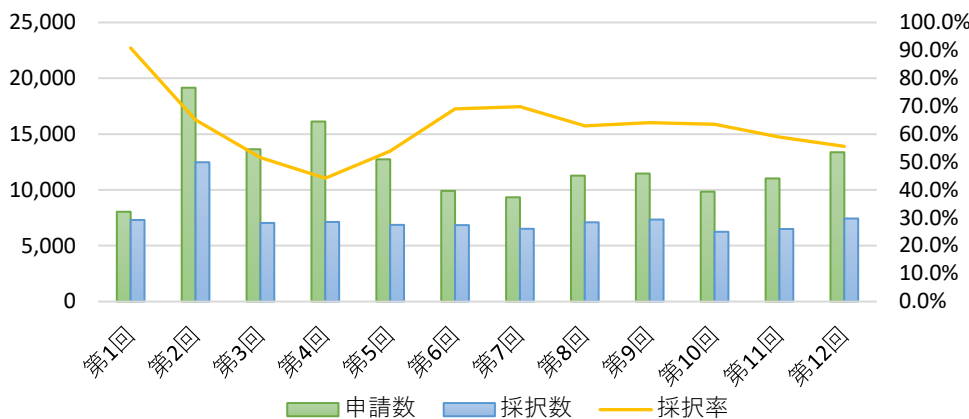
- 小規模事業者などが自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度
- 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乘せする「インボイス特例」も、まだ利用できる

-Point-

第14回受付締切
12月12日(火)
ペンデル締切
11月14日(火)

これまでの傾向

小規模事業者持続化補助金 採択率の推移



中小企業庁「[小規模企業支援](#)」より

- 採択率は、基本的に申請数が増えると低くなり、減ると高くなります。
- 最も低い採択率は、第4回の44.2%。最も高い採択率は、制度が始まったばかりの第1回で90.9%でした。ここ最近では60%前後で安定しています。
- ペンデルの採択率は、採択率平均よりも高い**83%**です。小規模事業者持続化補助金は、ぜひペンデルにお任せください。

採択されやすい経営計画・補助事業計画のポイント

- ✓ 自社の強みをアピール
- ✓ 取組内容や方法について具体的に記述
- ✓ 数値目標を記載

【中小企業診断士から一言アドバイス】

「採択されない申請は、補助金の用途しか書かれていません。必要性和効果を含めたストーリーのある申請書を心がけましょう！」

補助上限額・補助率

	通常枠	特別枠		
		賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠
補助上限額	50万円	200万円		
補助率	2/3	2/3(賃金引上げ枠のうち、赤字事業者の場合 3/4)		
インボイス特例	50万円※			
	※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乘せ			

申請要件

- **賃金引上枠** 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- **卒業枠** 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- **後継者支援枠** 「アツギ甲子園のファイナリストなどとなった事業者
- **創業枠** 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- **インボイス特例** 免税事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

詳しくは…小規模事業者持続化補助金「[商工会議所地区ホームページ](#)」「[全国商工会連合会ホームページ](#)」

「年収の壁」対策として 1人あたり最大 50 万円の助成！

2 キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

- 国は、人手不足への対応が急務の今、**短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援**する、「年収の壁・支援強化パッケージ」を発表
- 「**106 万円の壁**」に対応するため、パート・アルバイトで働く人の厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、**労働者 1 人あたり最大 50 万円を支援**（「社会保険適用時処遇改善コース」新設）

-Point-
10月1日(日)
適用開始

対象となる労働者

2023 年 10 月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※を満たす労働者

※被保険者数が常時 100 人超（2024 年 10 月からは従業員 50 人超）…週の所定労働時間が 20 時間以上かつ所定内賃金月額 8.8 万円以上（学生除く）

※100 人以下…週の所定労働時間および月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の 3/4 以上

要件・助成額・申請時期

(1) 手当等支給メニュー ※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は 3/4 の額

	要件	申請時期	1人あたり助成額※
1年目	①賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の 15%以上分 を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当)	左欄の取組を6カ月間継続した後2カ月以内	6カ月ごとに 10万円×2回
2年目	②賃金の 15%以上分 を労働者に追加支給する(社会保険適用促進手当)とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6カ月ごとに 10万円×2回
3年目	③賃金(基本給)の 18%以上 を増額(労働時間の延長との組み合わせも可能)		6カ月で 10万円

(2) 労働時間延長メニュー ※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は 3/4 の額

要件			申請時期	1人あたり助成額※
	週所定労働時間の延長	賃金の増額		
①	4時間以上	—	左欄の取組を6カ月間継続した後2カ月以内	6カ月で 30万円
②	3時間以上4時間未満	5%以上		
③	2時間以上3時間未満	10%以上		
④	1時間以上2時間未満	15%以上		

(3) 併用メニュー ※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は 3/4 の額

	要件	申請時期	1人あたり助成額※
1年目	賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の 15%以上分 を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当)	左欄の取組を6カ月間継続した後2カ月以内	6カ月ごとに 10万円×2回
2年目	上記の取組を行った上で、(2)労働時間延長メニューの①～④のいずれかの取組を行うこと		6カ月で 30万円

● 社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い、手取り収入を減らさないよう支給した手当のことで、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としない(最大2年間の措置)

「キャリアアップ計画書」の事前提出が必要

- ・ 2023 年 10 月 1 日～2024 年 1 月 31 日までに取組を開始：**2024 年 1 月 31 日までに**管轄労働局に提出
- ・ 2024 年 2 月 1 日以降、取組を開始：**取組を開始する前日までに**管轄労働局に提出

詳しくは…厚生労働省「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」

簡易診断を してみませんか？

簡単な質問に回答するだけ！全 12 種類の補助金などの診断書が作成されます。
作成申込はこちら…<https://bit.ly/3ZatI7a>



※ご注意:補助金・助成金は審査があります。条件に合致することのほか、事業計画を基に審査が行われ、不採択になる場合もあります。また事業の着手は採択・交付決定の後に行うなど、補助金によって条件が異なります。

ペンデル税理士法人 TEL:03-5990-5910 FAX:03-5990-5909 WEB: <https://www.pendel.jp/>
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館6F
我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です